平成27年4月1日適用

ＡＡ物流サービス規約

本規約は、株式会社オートサーバー（以下「ＡＳ」という）がＡＳＮＥＴ規約に定めるＡＡ物流サービス（個別サービス名は「ＡＡ入札」「バイク入札」「ＡＳリアル」「代行ポス押し」「下見検査」「商談」「ＡＡワンプラ」「ＡＡ出品」および「バイク出品」と称し、以下総称して「本サービス」という）の利用に関する事項について定める。

目次

第１章　総則

第１条（目的）

本規約は、ＡＳＮＥＴにおける本サービスの円滑な運営と取引実現を目的とし、本サービス利用者は本規約を遵守しなければならない。

第２条（定義）

本規約で用いる用語の定義は、ＡＳＮＥＴ規約に定めるもののほか、以下のとおりとする。

（１）出品会員	本サービスを利用し車両をＡＡに出品するＡＳＮＥＴ会員
（２）落札会員	本サービスを利用し車両をＡＡで落札もしくは落札しようとするＡＳＮＥＴ会員
（３）ＡＡ、ＡＡ会場	本サービス運営のためにＡＳが業務提携するオートオークション、バイクオークションおよびオートオークション会場またはバイクオークション会場
（４）ＡＡ会場規約	ＡＡ会場が定めた規約のうち、ＡＳが本サービス運営のために適用すると定めた条項
（５）セリ	ＡＡに出品された車両に対し、最も高額の購入条件を提示した買い手に売却するために、各々の買い手に提示できる購入条件を競わせること
（６）入札	ＡＡに出品される車両に対し、セリ前に落札を申し込むこと
（７）応札	ＡＡに出品される車両に対し、当該車両のセリ中に落札を申し込むこと
（８）落札	出品されている車両に対し、売り手の売却可能価格に到達し、かつ、最も高額の購入条件を提示して車両を購入すること
（９）成約	出品した車両を売却すること
(10) 流札	出品した車両に対し入札または応札が無く、あるいは買い手が提示した購入条件が売り手の売却可能価格に到達せず、売買が成立しないこと
(11) 出品票	ＡＡに出品される車両の型式、仕様、品質、機能等の不具合、欠品、修復歴、瑕疵の程度、リサイクル料の預託有無および金額、その他の事項ならびに評価基準に基づく車両評価が記入されたもの
(12) 入札締切時刻	入札、入札の取消し、入札金額の変更の受付を締め切る時刻。概ね当該車両のセリ開始予定時刻の４５分前。ただしＡＡ会場、他の出品車両のセリ状況等により変動する可能性がある
(13) 応札幅	落札会員による落札金額が入札金額を上回った際、落札会員が負担すべき金額
(14) 廃車証明書	原付または第二種原付について、地方自治体が交付した廃車申告受付書
(15) 譲渡証明書	車両の所有者変更につき、譲渡が行われた旨を車検証記載の所有者が証明する書面で、所有者の氏名または名称および住所の記載があり、かつ印鑑証明書と同一の印章の捺印があるもの
(16) 返納証明書	軽自動車検査証証返納証明書（軽自動車で車検の有効期間がない場合に必要な書類）をいい、平成 26 年 6 月 4 日以降は「軽自動車検査証返納済確認書」も含める
(17) 印鑑証明書	車検証に記載されている所有者の印鑑証明書で、発行日より３ヶ月間を有効期間とし、成約日

	を起算日として翌月末まで有効期間を有するもの
(18) 委任状	車両の登録変更等につき、車検証記載の所有者が代理人に委任することを記した書面で、所有者の氏名または名称および住所の記載があり、かつ印鑑証明書と同一の印章の捺印があるもの
(19) リサイクル券、リサイクル料	自動車リサイクル料の預託証明書または預託を証する書面と、これらに記載されている預託合計金額（Ａ券またはＢ券に記載の金額で、Ｃ券の金額は含まない）
(20) 登録番号	自動車登録番号標または車両番号標に記載の記号および番号
(21) 還付金譲渡請求権譲渡書	自動車税の過誤納金の還付請求権を譲渡することを証する書面
(22) 自動車税事務所	地方自治体の管轄する自動車税の課税、徴収事務を行う機関
(23) 抹消申請、抹消登録	道路運送車両法１５条または１６条に定める永久抹消または一次抹消の登録もしくはその申請
(24) 移転登録	車両の所有者の変更
(25) 自動車税相当額	車両の買主が、売主に対して支払う自動車税の未経過期間に対応する金銭

第３条（サービス内容）

１．本サービスは、出品会員が車両（バイクを含む。以下同じ）を出品、もしくは落札会員が車両に入札または応札し落札することを、ＡＳＮＥＴを通じて可能とするものであり、サービスの詳細については次章以下に定める。

２．ＡＳは会員による前項の業務の一部を代行する。

３．本サービスにおける成約落札車両の売買契約は、出品会員とＡＡ会場において車両を落札した者の間、またはＡＡ会場において車両を出品した者と落札会員との間に成立するものであり、いかなる場合であっても、ＡＳは買主または売主としての義務を負うものではない。

第４条（運営日）

１．本サービスの営業日および営業時間は、午前９時から午後５時３０分まで（日曜日およびＡＳが別に定める日を除く）とする。

２．前項にかかわらず、「ＡＡ入札」「バイク入札」「代行ポス押し」「商談」の申し込み、「ＡＳリアル」による応札、「ＡＡワンプラ」の落札申し込み、「下見検査」の申し込みについてはＡＡ会場の営業日、出品車両のデータ掲載期間およびＡＡ開催時間に準じる。

３．ＡＳは、必要に応じ、営業日または営業時間を変更することができる。

第５条（会員の権利）

会員は、本サービスを利用し、ＡＡにおいて車両を出品、入札もしくは落札をすることができる。

第６条（会員の義務）

１．会員は、本サービスの利用につき、次の義務を負う。

（１）ＡＳＮＥＴの会員番号およびパスワードの管理

（２）本サービスを利用したことによる取引結果及び取引の履行

２．会員は、会員番号またはパスワードの紛失、漏洩、盗用、または不正利用、その他の事故によって被害を被った場合でも、そのために生じた損害につき、自身の責任で対応しなければならず、ＡＳに対する債務を免れることはできない。

第７条（禁止行為）

会員は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）出品会員が、自ら、もしくはＡＳＮＥＴを通じてＡＡに出品した車両に対し、自ら、もしくはＡＳＮＥＴを通じて入札を行うこと

（２）出品会員が、自ら、もしくはＡＳＮＥＴを通じてＡＡに出品した車両に対し、第三者に入札することを依頼すること、またはそれに協力することおよびこれらに類似すること

（３）ＡＡ会場、ＡＡに車両を出品した者もしくは落札した車両の以前の名義人等へ直接連絡すること

（４）出品会員が、ＡＡ会場が出品を禁じている車両を出品すること

（５）落札会員が、ＡＳが特別に認める場合を除き、名義変更の完了以前に当該車両を走行使用すること

第８条（クレーム）

１．ＡＳは、会員から、本サービスを利用して売却または購入した車両に関するクレームの申し出を受けた場合、これを当該取引の成立したＡＡ会場に伝達する。ただし申し出の内容が当該ＡＡ会場のクレーム規約対象外であるとＡＳが判断した場合を除く。

２．ＡＳは、ＡＳＮＥＴに掲載されたデータの内容を保証せず、同内容を対象としたクレームの申し出は、これを受け付けない。

３．ＡＳは、１項に基づき会員から申し出のあったクレームにつき、ＡＡ会場から裁定を下された場合、これを当該会員に伝達する。

４．会員は、ＡＡ会場のクレーム裁定に従わなければならない。

５．クレームの申し出期限、裁定基準等はＡＡ会場が定める規約による。

第９条（ＡＡ会場規約の優先）

１．会員が本サービスを利用する場合、車両を入札、応札、落札もしくは出品するＡＡ会場の規約のうちＡＳがＡＳＮＥＴにＡＡ会場規約として掲載する定めが、ＡＳＮＥＴ規約および本規約に優先する。

２．会場ごとに適用するＡＡ会場規約は別表に定める。

３．ＡＳは、前項のＡＡ会場の規約につき、ＡＳが会員による第３条の業務の一部を代行す

るために必要な範囲で、読み替えて掲示することができる。

第１０条（ＡＡ会場ごとのサービス提供区分）

ＡＳがＡＡ入札、バイク入札、ＡＳリアル、代行ポス押し、下見検査、商談、ＡＡ出品、バイク出品またはＡＡワンプラの落札申込みを受け付けるＡＡ会場および提供サービスの区分は、別に定める。

第２章　入札および落札

第１１条（ＡＡ入札およびバイク入札）

１．ＡＡ入札およびバイク入札は、出品される車両に対し、落札会員が所定の時刻までに事前に入札を行い、これをＡＳが代行することにより、落札会員が車両を購入するものである。

２．出品される車両の状態説明について、ＡＡ会場が提供する出品票と文字データ部分に齟齬があった場合、出品票の内容が優先されるものとし、落札会員がＡＳに対して出品票と文字データ部分の齟齬を対象としたクレームの申し出を行うことはできない。

３．落札会員は、同時に、複数の車両に対して入札することができる。

４．落札会員は、入札締切時刻までに入札をしなければならず、入札締切後に入札、入札の取消または入札金額の変更をすることはできない。

５．落札会員が入札の取消または入札金額の変更をしようとする場合は、ＡＳＮＥＴにおいて、入札締切までに、自らその操作をしなければならない。

６．ＡＳは、同一車両に対し複数の落札会員から入札がある場合、次の順位をもって優先的に業務を代行する。

（１）最も高額の入札を行った者

（２）最も早い時刻に入札を行った者

７．入札金額の変更を行った場合の入札時刻は、金額の変更を行った時とする。

８．入札手数料は、落札会員自らの入札取消、または第１７条１号に定める入札取消、システム環境の不具合もしくは通信回線の不具合等により入札が無効となった場合でも、支払いを免れない。

９．ＡＳは、ＡＳＮＥＴ規約第２０条に定める利用限度額を超過した会員またはＡＳが定める禁止行為に抵触する会員へついて、入札の制限もしくは入札取消を行うことができる。

１０．その他ＡＡ入札およびバイク入札に関する詳細、注意事項については、ＡＳＮＥＴ画面上に記載する。

第１２条（ＡＳリアル）

１．ＡＳリアルは、ＡＡに出品される車両に対し、落札会員が自ら、ＡＳＮＥＴを通じて応札し、落札会員が車両を購入できるサービス及びシステムである。

２．落札会員がＡＳリアルを使用する場合、ＡＳが推奨するシステム環境を利用しなければならない。

３．システム環境の不具合または通信回線の不具合等によりＡＳリアルの取引に支障が生じた場合でも、ＡＳは一切の責任を負わない。

４．その他ＡＳリアルに関する詳細、注意事項については、ＡＳＮＥＴまたはＡＳリアル画面上に記載する。

第１３条（代行ポス押し）

１．代行ポス押しは、ＡＡに出品される車両に対し、落札会員が応札することをＡＳが代行することにより、落札会員が車両を購入するものである。

２．代行ポス押しの申し込みはＡＡ開催当日に限り、車両毎の受付時間は車両のセリ時間に応じてＡＳが定める。

３．代行ポス押しの申し込み後のキャンセルはできない。

４．落札会員は、代行ポス押しの利用につき、下記の事項につきＡＳが責任を負わないことをあらかじめ承諾する。

（１）代行ポス押しでの応札が、申し込み時の落札依頼金額に対し超過することがあること

（２）出品された車両情報の訂正、機器の不具合等により応札できないことがあること

（３）ＡＡでの落札価格が落札依頼金額以下であっても、落札できないことがあること

５．ＡＳは、同一車両に対し、複数の落札会員より代行ポス押しの申し込みがある場合、最も高額の落札依頼金額を設定した者の業務を優先して代行する。

６．その他代行ポス押しに関する詳細、注意事項については、ＡＳＮＥＴ画面上に記載する。

第１４条（下見検査）

１．下見検査は、ＡＡに出品される車両の下見検査をＡＳに依頼するものである。

２．ＡＳは、前項の依頼受付後、ＡＡ会場において車両の下見検査を行い、その結果を当該落札会員に通知する。ただし通知内容により生じる結果について、ＡＳは一切の責任を負わない。

３．落札会員は、下見検査を依頼した車両につき、ＡＡへの出品取消、あるいは出品票が訂正された場合でも、下見検査サービス手数料を支払わなければならない。

４．その他下見検査サービスに関する詳細、注意事項については、ＡＳＮＥＴ画面上に記載する。

第１５条（商談）

１．商談は、ＡＡで流札となった車両に対し、セリ終了後に、車両の落札を申し込むことをＡＳが代行するものである。

２．商談の申し込みに際しては、当該車両に対し他のサービスを利用して入札または応札していたか否かを問わない。

３．商談の申し込みは、ＡＡ開催当日のみとし、車両毎の受付時間は当該ＡＡ会場のセリ時間に応じてＡＳが定める。

４．商談は、申し込み後にキャンセルすることはできない。

５．商談の受付金額はＡＳＮＥＴの車両詳細画面に掲載する。

６．落札会員は、商談を申し込んだ場合でも、落札できないことがあることを承諾しなければならない。

７．その他商談に関する詳細、注意事項については、ＡＳＮＥＴ画面上に記載する。

第１６条（ＡＡワンプラ）

１．ＡＡワンプラは、ＡＡ会場に車両を出品した者が、当該車両にワンプラ価格を付し、落札会員がセリを経ずに車両を落札することができるものである。

２．ＡＡワンプラに関する詳細は別に定める細則による。

第３章　入札・落札手順

第１７条（セリおよび落札）

本条は、落札会員の第１１条から第１３条に基づく入札または応札について適用する。

（１）ＡＳは、ＡＡ会場において出品車両の内容訂正伝票が発生し入札が取り消されたときは、落札会員からの当該車両に対する入札も当然に取り消す。この場合でも、落札会員は第２５条に定める手数料の支払いを免れない。ただし、ＡＡ会場の判断により入札が取り消されない場合、落札会員からの当該車両に対する入札は当然に有効とする。

（２）落札会員は、入札した車両を落札する場合において、ＡＡ会場への応札方法により落札金額が入札金額を上回ることがあることをあらかじめ承諾しなければならない。この場合、ＡＳは、落札会員が入札金額を超えて負担すべき金額を会場毎に「応札幅」として定め、これをＡＳＮＥＴ画面上に記載する。

（３）ＡＳは、落札会員が車両を落札した場合、その結果をＡＳＮＥＴへの掲載およびオートサーバー計算書の送付によって当該落札会員に対し通知する。

（４）前号のオートサーバー計算書は、落札日の翌営業日に送付する。

（５）落札会員は、落札した車両に対し、自らの都合により落札キャンセルをすることはできない。ただし落札当日に、ＡＡ会場が定める落札キャンセル期限かつＡＳの営業時間内にＡＳに申し出た場合は、ＡＳが特別に認めたときに限り、落札キャンセルを申し出ることができる。この場合、ＡＡ会場が定める落札解除ペナルティは当該落札会員が負担しなければならず、また第２５条に定める手数料及び解約手数料の支払いを免れない。

（６）落札会員が落札した車両に対し、落札当日にＡＡ会場の都合により落札キャンセルとなった場合、ＡＳは当該落札会員に対し、ＡＡ会場の定める解約金を支払う。

第１８条（陸送および搬出）

１. 落札会員は、落札した車両をＡＳ指定の陸送会社または自社手配にて輸送するものとし、その指定方法については以下に定める。ただし準会員は、ＡＳ指定の陸送会社に限る。

（１）ＡＡ入札においては、入札時に陸送方法またはＡＳ指定陸送会社を選択する。

（２）バイク入札においては、ＡＡ会場指定の陸送会社が選択される。

（３）ＡＳリアル、商談および代行ポス押しにおいては、落札会員が初期陸送先として設定した陸送方法が選択されるため、落札会員は自らの責任で陸送方法を確認する。

（４）初期陸送先が自社手配の場合、落札会員は自ら陸送手配を行うものとする。

２. 落札会員が前項の陸送会社を変更しようとする手順は、以下に定める。

（１）ＡＳ指定陸送の会社間変更またはＡＳ指定陸送から自社手配への変更は、落札会員が陸送会社へ変更依頼をしなければならない。

（２）自社手配からＡＳ指定陸送への変更は、ＡＳＮＥＴにおいて自らその操作をしなければならない。操作は翌日午前９時までとする。

３．ＡＡ物流サービスにおいて、落札会員は、ＡＡ会場の定める搬出期限までにＡＡ会場から落札車両を搬出しなければならない。
４．その他陸送に関する詳細はＡＳＮＥＴ陸送規約に定める。

第４章　出品

第１９条（ＡＡ出品）

１．ＡＡ出品は、出品会員がＡＡに自動車を出品することをＡＳが代行するものである。

２．出品会員は、ＡＡに自動車を出品する場合、下記に掲げる手順を満たさなければならない。

（１）ＡＡ会場の開催日を起算日として、少なくとも翌々月末日まで有効期間を有する、第２１条１項に定める譲渡書類を用意すること

（２）出品するＡＡ会場に、自ら輸送手段を手配あるいはＡＳ指定陸送会社をして、当該自動車を搬入すること

（３）ＡＡ会場への自動車搬入前に、出品票の写しをＡＳに送付すること

（４）ＡＡ会場での成約日を起算日として２営業日以内に、譲渡書類がＡＳに到着するよう、送付すること

第２０条（バイク出品）

１．バイク出品は、出品会員がＡＡにバイクを出品することをＡＳが代行するものである。

２．出品会員は、ＡＡにバイクを出品する場合、下記に掲げる手順を満たさなければならない。

（１）ＡＡ会場の開催日を起算日として、少なくとも翌々月末日まで有効期間を有する、次条に定める譲渡書類を用意すること

（２）ＡＳに対し、出品しようとするＡＡ会場を明らかにして出品申し込みをすること

（３）ＡＡ会場指定の陸送会社に、出品するバイク及び譲渡書類を引き渡すこと

第２１条（譲渡書類）

１．出品する車両には、次の条件を満たす譲渡書類を備えなければならない。

（１）出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期間がある場合

①車検証
②自動車損害賠償責任保険証
③譲渡証明書
④印鑑証明書
⑤委任状
⑥リサイクル券
⑦その他ＡＡ会場が指定する書面
⑧納税証明書（車検残が翌月末までの車両のみ）

（２）出品する車両が軽自動車以外で車検の有効期間がない場合

①登録識別情報等通知書
②譲渡証明書

③リサイクル券
④その他ＡＡ会場が指定する書面
（３）出品する車両が軽自動車で車検の有効期間がある場合
①車検証
②自動車損害賠償責任保険証
③ＯＣＲ用紙（１号用紙）または申請依頼書）
④リサイクル券
⑤その他ＡＡ会場が指定する書面
（４）出品する車両が軽自動車で車検の有効期間がない場合
①軽自動車検査証返納証明書（平成２４年６月４日以降に交付されたものの場合、軽自動車届出済証返納済確認書も添付）
②リサイクル券
③その他ＡＡ会場が指定する書面
（５）輸入車（日本国内において未登録のものに限る）である場合
①予備検査証（ＡＳ到着時点で有効期限が満２ヶ月以上残存するもの）
②通関証明書
③譲渡証明書
④その他ＡＡ会場が指定する書面
２．譲渡証明書、販売証明書、印鑑証明書または委任状については、差し替え可能なものでなければならない。
３．出品するバイクに関する譲渡書類は、以下のとおりとする。

（１）	原付（排気量50cc以下）または 第二種原付（排気量125cc以下）の場合	出品票に「書類無し」の記載が無い場合は以下の内、いずれか１つが必要 廃車証明書・譲渡証明書・販売証明書
（２）	軽二輪（排気量126cc～250cc以下）の場合	返納証明書
（３）	普通二輪（排気量251cc以上）の場合	車検証・譲渡証明書・自賠責保険証（車検付きのみ）
（４）	その他出品するＡＡ会場が指定する書類	

第２２条（再出品）
１．ＡＡ出品、バイク出品において、出品した車両が成約しなかった場合、出品会員は、その車両を当該ＡＡ会場の次回のＡＡに再出品することができる。
２．ＡＡ出品、バイク出品において、出品した車両が成約せず、出品会員が当該車両をＡＡ会場の定める搬出期限までに搬出しなかった場合あるいは搬出の指示を行わなかった場合、ＡＳは出品会員が前項に基づき再出品するものとみなす。

第２３条（成約通知）

１．ＡＳは、出品会員が出品した車両がＡＡにて成約した場合、その結果をＡＳＮＥＴへの掲載およびオートサーバー計算書の送付によって当該出品会員に対し通知する。

２．前項のオートサーバー計算書は、成約日の翌営業日に送付する。

第２４条（成約キャンセル）

１．出品会員は、出品した車両がＡＡにて成約した場合、成約したＡＡ会場の定める時限内であり、かつＡＳの営業時間内であるときに限り、成約解除ペナルティを支払うことにより、成約を取り消すことができる。

２．前項の場合でも、出品会員はＡＳに対する次条に定める手数料の支払いを免れない。

第５章　精算

第２５条（手数料）

１．会員が本サービスを利用した場合、ＡＳに対し、別に定める手数料を支払わなければならない。

２．手数料の支払い方法および期日については別に定める。ただし以下の場合を除く。

（１）落札会員が車両を落札した場合は第２７条の定めるところによる。

（２）ＡＡ出品において成約した場合は第２８条の定めるところによる。

（３）バイク出品において成約した場合は第２９条の定めるところによる。

第２６条（立替払い）

落札会員が車両を落札した場合、ＡＳは当該ＡＡ会場に対し、落札会員のために落札車両代金を立替払いする。

第２７条（落札会員の支払い）

１．落札会員が自動車を落札した場合、正会員にあっては落札日を含む７日目（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）の午後２時までに、準会員にあっては落札日を含み日曜日を除く３日目（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）の午後２時までに、ＡＳからの請求に基づき、車両代金を支払ってＡＳによる立替払いおよび手数料を精算しなければならない。

２．落札会員がバイクを落札した場合、落札日を含む３日目（当該日が金融機関休業日の場合は翌営業日）の午後２時までに、ＡＳからの請求に基づき、車両代金を支払ってＡＳによる立替払いおよび手数料を精算しなければならない。

３．前２項の支払い方法は、ＡＳの指定する金融機関口座への振込みとし、これに要する手数料は当該落札会員が負担する。

４．落札会員は、ＡＳに対して、成約車両代金等の債権を有している場合でも、落札車両代金等の債務との相殺を主張できない。

５．落札会員は、落札した車両にクレームを申告する場合でも、１項または２項の期限までに車両代金を支払わなければならない。

６．落札会員が１項に定める期限までに支払いを怠ったときは、落札会員はＡＳに対して延滞額に対して完済日まで年１４．５％の割合の遅延損害金を支払わなければならない。

７．ＡＳは、１項もしくは２項の請求金額が、ＡＡ会場からＡＳへ送信されたデータが訂正された場合、別途、月締手数料や個別請求書にて追加請求を行うことができる。

第２８条（出品会員のＡＡ出品の成約車両代金の受領）

１．ＡＡ出品により車両が成約した場合、ＡＳは、出品会員より成約した車両に関する第２１条１項に定める譲渡書類がＡＳに到着し、ＡＡ会場より成約車両の代金がＡＳに支払

われた後、ＡＳに対する手数料その他の費用およびこれらに係る消費税を差し引いた上で、当該出品会員の指定口座に振り込み支払う。
２．ＡＳは、ＡＳが適当と判断した場合には、前項に定める支払いについて、出品会員よりＡＳに譲渡書類が到着した後、ＡＡ会場より当該成約車両代金がＡＳに支払われる以前に、立替払いをすることができる。
３．ＡＳは、出品会員に対して落札車両代金等の債権を有している場合、本条に定める出品会員への支払い債務と相殺することができる。

第２９条（出品会員のバイク出品の成約車両代金の受領）
１．バイク出品により車両が成約した場合、ＡＳは、ＡＡ会場より成約車両代金がＡＳに支払われた後、ＡＳに対する手数料その他の費用およびこれらに係る消費税を差し引いた上で、当該出品会員の指定口座に振り込み支払う。
２．ＡＳは、ＡＳが適当と判断した場合には、前項に定める支払いについて、ＡＡ会場より当該成約車両代金がＡＳに支払われる以前に、立替払いをすることができる。
３．ＡＳは、出品会員に対して落札車両代金等の債権を有している場合、本条に定める出品会員への支払い債務と相殺することができる。

第３０条（所有権の帰属と車両の取り扱い）
１．落札会員は、落札会員による第２７条の支払いを担保する目的で、支払いが完了するまでの間、ＡＳが譲渡書類の送付を差し止めること、及び当該落札車両の所有権がＡＳに留保されることを予め承諾するものとする。
２．出品会員がＡＡ出品において車両が成約した場合、当該車両の所有権は、譲渡書類が出品会員からＡＳに到着し、ＡＳからＡＡ会場に転送された時点で、出品会員からＡＡ会場で落札した者に移転する。
３．出品会員がバイク出品において車両が成約した場合、当該バイクの所有権は、ＡＡ会場にて成約になった時点で、出品会員からＡＡ会場で落札した者に移転する。
４．落札会員が本サービスにおいて車両を落札した場合、当該車両の所有権は、落札した時点で、ＡＡ会場で出品した者から落札会員に移転する。ただし１項に基づき、ＡＳは当該車両の支払いが完了するまでの間、所有権を一時的に留保することができる。
５．落札会員が第２７条に規定する落札車両代金の立替払いの精算を遅延した場合、ＡＳはただちに１項の規定によってＡＳに留保されていた当該落札車両の所有権に基づき、支払期限の翌日から催告なしに当該落札車両を回収してＡＳが適当と認める方法で第三者に売却することができる。
６．前項によってＡＳが回収した車両の第三者への売却金額が、第２７条の規定により落札会員がＡＳへ支払うべき金額よりも低かった場合でも、落札会員は同売却金額につき異議を唱えることはできず、その差額分を負担しなければならない。

７．ＡＳが、４項の規定によって落札車両の所有権を取得し、同所有権に基づいて落札車両を回収したときは、その日の翌日から第２７条６項の遅延損害金は発生しないものとする。
８．落札会員による車両代金の支払いが滞った場合、ＡＳは当該車両の陸送を途中で留保または取り止めることができる。この場合、陸送の留保または取り止めに要する費用は、当該落札会員が負担しなければならない。

第３１条（リサイクル預託金の修正）

１．落札会員は、落札した車両（自動車に限る。以下本条において同じ）にリサイクル券の不備またはリサイクル料の金額の申告に誤りがあった場合、譲渡書類が到着した日を含む３日（期限日が日曜日の場合は翌日）以内に、ＡＳに申告しなければならない。
２．出品会員は、成約した車両のリサイクル預託金額の申告に誤りがあった場合、成約日を含む３日（期限日が日曜日の場合は翌日）以内に、ＡＳに申告しなければならない。
３．ＡＳは、前２項の申告を受け付けた場合、その旨をＡＡ会場に伝え、ＡＡ会場からの指示を当該申告会員に伝える。この場合、当該申告会員はＡＡ会場からの指示に従わなければならない。
４．期限を過ぎた申告は、これを受け付けない。

第３２条（自動車税相当額の精算）

１．落札会員が落札した車両（自動車に限る。以下本条において同じ）に登録番号がある場合、ＡＳは当該会員に対し、落札日を起算日として翌月から翌３月までの自動車税相当額を、月割にて請求する。
２．自動車税相当額について、ＡＳは以下の表により、自動車税相当額の精算を行う。ただし３月中に売買された車両について、落札会員が当月中に名義変更した場合は、落札会員へ返金する。
３．出品会員への精算は、名義変更完了後、ＡＳの定める日に行う。
４．落札会員が落札した車両に還付金譲渡請求権譲渡書が添付されていた場合、落札会員は自ら自動車税事務所にて還付請求手続きを行わなければならない。
５．自動車税相当額の精算は、名義変更期限内に、ＡＳへ車検証の写しをＦＡＸにて送付することにより行う。提出期限を過ぎた場合、ＡＳは自動車税相当額の返金を行わない。

対象会員	移転登録	抹消登録	
		（還付金譲渡請求権譲渡書あり）	（還付金譲渡請求権譲渡書なし）
落札会員	返金なし	返金なし	月割計算を行い、支払い
出品会員	残月分の自動車税相当額を支払い	残月分の自動車税相当額を支払い	月割計算を行い、支払い

第３３条（名義変更保証金）

１．３月中に売買された車両（自動車に限る。以下本条において同じ）が軽自動車であり、車検有効期間がある場合、ＡＳは、落札会員に対し名義変更保証金を自動車税として請求する。

２．請求する金額および精算の取り扱いは、下記の表による。

	４ナンバー	５ナンバー
請求額	4,000円	7,200円
３月中、または４月１日に 名義変更の場合	落札会員へ返金	落札会員へ返金
４月２日以降に名義変更の場合	落札会員への返金なし	落札会員への返金なし
	出品会員へ支払い	出品会員へ支払い

３.平成２７年４月１日以降に新規取得される軽自動車税は下記の表による。

	４ナンバー	５ナンバー
請求額	5,000円	10,800円

第６章　書類

第３４条（自動車落札における落札会員の手続き）

１．落札会員がＡＳＮＥＴを通じてＡＡ会場にて車両（自動車に限る。以下本条において同じ）を落札した場合、以下の定めに従い、名義変更手続きを完了しなければならない。

（１）譲渡書類を受領後、不備がある場合、到着日を含む３営業日以内にＡＳに申告すること

（２）ナンバー付きの車両は、譲渡書類を受領後、ＡＡ会場の定める名義変更期限までに移転登録を完了し、名義変更後の車検証の写しをＦＡＸまたは郵送にてＡＳに送付すること

（３）落札した車両が軽自動車である場合、名義変更控えを保管しておくこと

２．ＡＳは、落札会員が所有者および使用者を変更した上で前項２号の手続きを行うことにより、報告を完了したものとみなす。

３．１項１号について、期限を過ぎた申告は、これを受け付けない。

４．出品票に登録番号の記載ある車両については、ＡＡ会場の規約において抹消登録依頼が可能である場合でも、ＡＳは抹消依頼の受付をしない。

第３５条（バイク落札における落札会員の手続き）

１．落札会員がＡＳＮＥＴを通じてＡＡ会場にて車両（バイクに限る。以下本条において同じ）を落札した場合、以下の定めに従い、名義変更を完了しなければならない。

（１）譲渡書類を受領後、不備がある場合、到着日を含む３日以内にＡＳに申告すること

（２）ナンバー付きの車両は、譲渡書類を受領後、以下の名義変更期限までに移転登録を完了し、名義変更後の車検証の写しをＦＡＸまたは郵送にてＡＳに送付すること

	ＡＡ会場	期限
①	ＪＢＡ神戸バイク	開催日を含む２週間以内
②	ＪＢＡ横浜バイク	
③	アライベイサイドバイク	開催日を起算日として翌月末日まで
④	アライ福岡バイク	

２．ＡＳは、落札会員が所有者および使用者を変更した上で前項２号の手続きを行うことにより、報告を完了したものとみなす。

３．１項１号について、期限を過ぎた申告は、これを受け付けない。

第３６条（書類差し替え）

落札会員は、譲渡書類の差し替えを希望するときは、ＡＳＮＥＴペナルティ規約に従い、ＡＳに申し出なければならない。

第３７条（出品会員の手続き）

１．出品会員は、ＡＡ出品において、全ての譲渡書類を、ＡＳを介してＡＡ会場に送付しなければならない。

２．出品会員は、バイク出品において、全ての譲渡書類を、搬入時にＡＡ会場の指定陸送に手渡すことにより、ＡＡ会場に送付しなければならない。

３．出品票に記載のある保証書、取扱説明書または記録簿等は、前２項の譲渡書類と同等に取り扱わなければならない。

４．出品会員は、書類等を車内積込等して紛失または破損等した場合、自らの責任で対応しなければならない。

第３８条（その他の書類）

落札した車両の保証書、取扱説明書等の不備については、第３４条１項１号または第３５条１項１号を準用する。

第７章　処分

第３９条（禁止行為違反）

１．会員が第７条１号から４号に掲げる行為をした場合、ＡＳは当該会員のＡＳＮＥＴ利用契約を解除し、または禁止行為違反ペナルティとしてＡＡ会場が科す処分に準じたペナルティを科し、もしくはその両方を科すことができる。

２．落札会員が第７条５号の定めに違反し、当該車両にて事故、交通違反、駐車違反等を起こして、ＡＳ、ＡＡ会場または当該車両をＡＡ会場に出品した者に損害を与えたとＡＳが判断した場合、当該落札会員はＡＳに対し移転登録前走行ペナルティを支払い、かつ、発生した損害を補償しなければならない。

第４０条（名義変更遅延）

１．落札会員が第３４条または第３５条の定めに違反した場合、当該落札会員はＡＳに対し、名義変更遅延ペナルティを支払わなければならない。

２．落札会員が第３４条または第３５条の定めに違反した場合、名義変更期限以降、ＡＳは、当該落札会員のＡＳＮＥＴ利用を制限することができる。

３．落札会員が第３４条または第３５条に定めに違反し、その程度が著しいとＡＳが認める場合、ＡＳは当該落札会員に代わり、当該車両の登録を抹消申請することができる。この場合、落札会員はＡＳの譲渡書類の送付指示等に従わなければならず、掛る費用は当該落札会員が負担しなければならない。

第４１条（利用制限）

会員が、第３４条または第３５条に定める名義変更の手続き、または第１９条に定める譲渡書類の提出、もしくは第２７条に定める車両代金等の支払いを遅延している間、ＡＳは当該会員のＡＳＮＥＴの全部または一部の利用の制限し、もしくは当該会員のＡＳＮＥＴ参加契約を解除することができる。

第４２条（輸送留保）

１．落札会員が第２７条の定めに違反した場合、ＡＳは当該車両の輸送を途中で取り止め、もしくは留保することができる。この場合、輸送取り止めもしくは留保に要した費用は当該落札会員が負担し、輸送取り止めもしくは留保により発生した損害は、当該落札会員が補償しなければならない。

２．落札会員が利用限度額を超えてＡＳＮＥＴを利用した場合、ＡＳは落札した車両の陸送を途中で留保することができる。

第４３条（書類送付遅延）

出品会員が第１９条２項４号の定めに違反した場合、ＡＳは、当該出品会員に対し、当該車両を出品したＡＡ会場の定める書類遅延ペナルティに準じた処分を科すことができる。

第４４条（ＡＡ会場による取引取消）

ＡＳは、本サービスにおける取引がＡＡ会場より取り消される等の処分を下された場合は、遅滞なく会員に通知する。この場合、当該会員は、下された処分に従わなければならず、また、当該取引に要した費用を負担し、かつ、第２８条または第２９条に基づきＡＳから受領した成約車両代金がある場合は、直ちにこれを返還しなければならない。

第８章　その他

第４５条（著作権）
本サービスにおいてＡＳＮＥＴに掲載する情報の著作権は、ＡＳまたはＡＡ会場に属する。

第４６条（免責）
１．ＡＳは、以下の場合でも、法令または本規約で別に定める場合を除き、これを賠償する責めに任じない。
（１）会員が、ＡＳＮＥＴを利用したことによって損害を被った場合
（２）会員が、自らのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態によりＡＳＮＥＴを利用できず、損害を被った場合
（３）ＡＳのコンピュータシステムまたは設備等の故障もしくは不調等、不測の事態によりＡＳがＡＳＮＥＴを運営できず、会員が損害を被った場合
２．第４１条に基づくＡＳＮＥＴの利用制限もしくはＡＳＮＥＴ参加契約の解除、または第４２条に基づく車両の陸送の留保により、会員が損害を被ることがあっても、ＡＳはこれを賠償する責めに任じない。

第４７条（損害賠償）
会員が不正な方法によりＡＳＮＥＴを利用し、ＡＳに対して損害を与えた場合、当該会員はこれを賠償しなければならない。

第４８条（規約の改定）
本規約は、ＡＳが必要と認める場合、随時任意に改定することができるものとし、改定内容はＡＳＮＥＴにおける掲示または文書によりその都度会員に通知し、表示の日付をもって全通達が完了したものとみなす。

附則
本規定は平成２７年４月１日より施行する。

平成 27 年 4 月 1 日制定

ＡＡワンプラ細則

本細則は、ＡＡ物流サービス規約第１６条２項に定めるＡＡワンプラの取り扱いについて定める。

第１条（書類）

名義変更

ＡＡワンプラにおける名義変更及び自動車税相当額の請求は、落札日ではなく開催日を起算日とする。

書類期限

以下のＡＡ会場の書類提出期限はＡＡ規約に準ずる

・ヒーローＡＡ・・・提出期限「翌開催日から 10 日以内」

第２条（預かり保証金）

ＡＡワンプラにおける預かり保証金の取り扱いは、落札日ではなく開催日を起算日とする。

第３条（クレーム申告期限）

以下のＡＡ会場のクレーム取り扱いについては、商談落札扱いとする。

ＡＡ会場	ＪＵ広島、ＪＵ栃木、ＪＵ山梨、ＪＵ茨城、ＪＵ三重

第４条（落札会員都合キャンセル）

１．落札会員の都合による落札キャンセルに要する費用ついては、各ＡＡ会場の規約を準用する。

２．落札会員の都合による落札キャンセルの申込期限は、各ＡＡ会場の翌営業日正午１２時とする。ただし、以下のＡＡ会場を除く。

ＡＡ会場	落札キャンセル申込期限
ＣＡＡ中部	翌営業日１７時（ただし月曜日、火曜日の落札分は火曜日１５時）
ＣＡＡ東京・ＣＡＡ岐阜・ＣＡＡ東北	翌営業日１７時（ただし土曜日、日曜日、月曜日の落札分は月曜日１５時）
ＪＡＡ	翌営業日１７時（ただし火曜日の落札分は当日１７時）
ＨＡＡ神戸	翌営業日１７時（ただし金曜日の落札分は当日１７時）
ＪＵ広島	翌営業日１７時
ＪＵ新潟	翌営業日１６時
ＬＡＡ四国	落札日を問わず、火曜日１３時（ただし未搬出車輌のみ）

３．都合キャンセル料は各オークション会場の規約に準ずる。但し、落札店都合キャンセルの場合、落札会員はＡＳに対し、ＡＳが別に定める落札手数料及び解約手数料（5,000円税別）を支払わなければならない。